

## 身延御入山（『身延山御書類聚』より）

『下山御消息』（定本一三三四頁・建治三年）

### （本文）

去ぬる文永十一年二月に佐土の国より召し返されて、同じき四月の八日に平の金吾に對面して有りし時、理不尽の御勘氣の由委細に申し含めぬ。又恨らくはこの国すでに他国に破れん事のあさましさよと歎き申せしかば、金吾が云く、何（いつ）のころか大蒙古は寄せ候べきと問ひしかば、經文には分明に年月を指したる事はなけれども、天の御氣色を拝見し奉るに、以（もつて）の外（ほか）にこの国を睨（にら）みさせ給ふか。今年は一定（いちじよう）寄せぬと覺（おぼ）ふ。もし寄するならば一人も面を向ふ者あるべからず。これ又天の責也。日蓮をばわどのばら（和殿原）が用ひぬ者なれば力及ばず。穴賢々々。真言師等に調伏行はせ給ふべからず。若行（もしおこな）はするほどならば、いよ／＼悪（あし）かるべき由申し付て、さて歸りてありしに、上下共に先のごとく用ひざりげに有る上（うえ）、本より存知せり、国恩を報ぜんがために三度までは諫曉（かんぎよう）すべし。用ひずば山林に身を隠さんとおもひし也。又上古の本文にも、三度のいさめ用ひずば去れといふ。本文にまかせてしばらく山中に罷（まか）り入りぬ。其上は国主の用ひ給はざらん、其已下に法門申して何かせん。申したりとも国もたすかるまじ。人も又仏になるべしともおぼへず。

### （現代語訳）

去る文永十一年（一二七四）二月に佐渡流罪が赦免となり、佐渡から鎌倉へと歸り、同年四月八日に待所の所司・平頼綱に對面した。その際に「今回の流罪は道理に合わない咎めであった」ことを詳しく申し述べた。また、残念に思うことは「この日本国もすでに他国に攻め滅ぼされる運命にあるのがまことに情ないことである」と歎いたところ、頼綱に「大蒙古が攻め寄せて来るのはいつ頃であろうか」と問われたので「經文には明確に年月までは定めていないが、天のきざしなどから考えるに、思いもよらずこの日本国を睨（にら）みつけているから、今年中には必ず攻め寄せてくるであろう。もし攻め寄せてくれば、誰一人として立ち向かえる者は一人としていない。これは、あなたがたが日蓮の考えを用いないために起こった天の咎めであり防ぎようがないものだからである。また、決して蒙古国の調伏を真言僧たちに祈らせてはならない。もし、祈らせるならば日本国の滅亡はいっそう早まるであろう」と申しつけて歸つたが、依然として上下ともに日蓮の考えを用いる様子はない。故に自分は国の恩に報いるために三度までは国主を諫め、それでも用いないならば、ここを退いて山林に身を隠したいとは前から考えており、また古来から「三度、主を諫めて用いられないならば身を退け」という教えがあり、それにまかせて、しばらくこの身延の山中に入ったのである。国主が用いないのにそれ以下の人たちに法門を申し聞かせたとしても、国が助かるとは考えられず、また人びとも救われて成仏するとも思えない。